



4年ぶりに大結集!

2023春季生活闘争



価格高騰に負けない賃上げを!



▲2023春季生活闘争三重県総決起集会



▲第20回統一地方選挙勝利三重県総決起集会



▲主催者挨拶をする番条会長



急激な物価高騰で賃上げが期待されるなか、3月4日(土)、メッセウイング・みえにて、『2023春季生活闘争・第20回統一地方選挙勝利三重県総決起集会』を4年ぶりに対面で開催し、構成組織約1,100名の仲間が結集しました。

第1部の『2023春季生活闘争三重県総決起集会』では、主催者を代表して番条会長より「消費者物価指数が40年ぶりの上昇となっており、今回の春闘での賃上げには大きな期待が寄せられている。粘り強い交渉を重ね、労使で理解し合える結果を導き出していきたい。」と挨拶しました。

続いて、中小労働委員会の松山委員長より2023春季生活闘争の取り組み内容の説明がありました。また、構成組織からは民間労組代表でJAMの佐橋洋一さん、官公労代表で自治労の津川章典さん、パート・有期雇用労働者代表でUAゼンセンの後藤真由さんより今春季生活闘争にかける決意表明がなされました。最後に、青年委員会委員長の仙頭賢さんによる集会アピールと、女性委員会委員の石川真里菜さんによる3.8国際女性デーアピールを、全員の拍手をもって採択し意思統一を図りました。

第2部の『第20回統一地方選挙勝利三重県総決起集会』では、今春の統一地方選挙で連合三重の推薦する県議会議員選挙立候補予定者22名と津市長選挙立候補予定者の決意表明がなされました。

最後に番条会長の発声で春闘・統一地方選挙勝利に向けて全員のガンバロー三唱で締めくくりました。

【月例賃金の引き上げ目安】

- 賃金カーブ維持分
➡ **4,500円**
- 賃上げ水準目標
➡ **9,000円以上**

総額で **13,500円以上**





『2023春季生活闘争』 —くらしをまもり、未来をつくる—

連合三重では、中小・地場企業で働く労働者の「底上げ」「底支え」「格差是正」の実現に向け労働条件の底上げと賃上げの波及力を高める取り組みを行いました。

要請



▲三重県(2月16日)



▲三重労働局(2月8日)



▲三重県経営者協会(2月24日)



▲三重県商工会議所連合会(2月9日)



▲三重県商工会連合会(2月6日)



▲三重県中小企業団体中央会(2月6日)

『取引の適正化』の実現が不可欠! サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配を!



▲2023春闘記者会見(1月30日)



▲「全国一斉集中労働相談ホットライン」の開設(2月21日～22日)



▲FM三重生出演(写真は昨年)

2月～3月の期間中、FM三重にて春季生活闘争に関するラジオCMを放送中!

3月29日にはFM三重の番組『ゲツモク!』のMIEレポート(17:41～17:46)に番条会長が生出演しました。

連合緊急アクションとは

2023春闘活動の一環として、「くらしをまもり未来をつくる全国キャラバンキャンペーン」が行われ、ラッピングカーが全国を横断しました。

三重県では、2023年2月1日～2日にかけて、「賃上げ」「格差是正」「子育て支援」などを訴えながら県内を走行し、最終日には近鉄四日市駅前前で街宣活動を行いました。街宣には、連合三重、三泗地協役員その他、連合三重推薦議員の皆さまにもご参加いただき、賃上げをはじめとする「人への投資」の重要性を力強く訴えかけました。



▲連合緊急アクションin三重(2月1日～2日)



▲ラッピングカー



人材育成と労働教育 ～三重大学で講義を行う～



連合三重では、2013年より『働くことと労働組合』をテーマに、三重大学で講義を行っています。今年度は3年ぶりに全15回の講義を完全対面で実施し、三重県、三重労働局、三重県経営者協会などの関係団体や構成組織の役員の方々に講師をお願いしました。学生の皆さんの表情や反応はマスク越しで感じることができ、多くの質問や意見もいただきました。

連合三重では引き続き、労働組合の意義や活動について知っていただける機会の充実をめざして取り組みを進めていきます。



▲自己紹介する連合三重役員

回数	日時	講義のテーマ	講師(敬称略)
第1回	10月5日(水)	三重大学の皆さんに学んでほしいこと	藤本 真理(三重大学人文学部 准教授)
第2回	10月12日(水)	働くことをどう捉えるか、働くことと労働組合の重要性	相原 康伸(公益社団法人教育文化協会 理事長)
第3回	10月19日(水)	知っておきたいワークルール	金尾 文敬(三重労働局 局長)
第4回	10月26日(水)	知っておきたい社会保障制度	荒川 晃一(荒川経営労務事務所 代表)
第5回	11月2日(水)	三重県における就労支援について	坂井 哲(三重県雇用経済部雇用対策課 課長) 中村 和仁(三重県経営者協会 事務局次長)
第6回	11月9日(水)	仲間づくりと健全な労使関係とは	吉田すみ江(あおば総合法律事務所 弁護士/三重県労働委員会 公益委員)
第7回	11月16日(水)	健康で安全に働き続けられる職場環境づくりをめざして	山本 和典(中部電力労働組合 執行委員長)
第8回	11月30日(水)	ジェンダー平等や多様性を認め合う社会をめざして	山田 章世(三重県教職員組合 中央執行委員)
第9回	12月7日(水)	ディスカッション①	連合三重役員他 11名
第10回	12月14日(水)	春季生活闘争による賃金引き上げや労働条件の改善をめざして	葛山真由美(本田技研労働組合 特別中央執行委員)
第11回	12月21日(水)	公務職場における労働環境の改善をめざして	宮脇 拓也(自治労三重県本部 副中央執行委員長)
第12回	2023年 1月11日(水)	労働者のための助け合い活動について	木村 敬明(一般社団法人三重県労働者福祉協議会 専務理事) 中井 宏樹(東海労働金庫 営業統括部 三重グループ副部長)
第13回	1月18日(水)	ディスカッション②	連合三重役員他 10名
第14回	1月25日(水)	雪の為中止	
第15回	2月1日(水)	連合運動とは ～働くことを軸とする安心社会をめざして～	番条 喜芳(連合三重 会長)



すべては県民の幸せのために 新政みえビジョン説明会

2月20日、三重県議会会派「新政みえ」の議員より、だれもが安心して安定した暮らしができるよう4年間でめざす姿、取り組むべき内容を、地域・年代・課題ごとに「新政みえビジョン2023～2026」としてまとめられたプランの説明がありました。



▲新たな新政みえビジョンについて説明する小島智子県議(写真中央)

新政みえ政策委員長の小島智子県議は、「新政みえは、地域主権社会の確立に全力で取り組んでいる。国の政策をそのまま地方に置き換えるのではなく、その地域に暮らす人々の課題を把握し、あくまでも地方を中心に考えるべき。県民に寄り添い課題解決に向け精一杯力を尽くしていく。」と述べられました。連合三重からも働くものの立場から、情報の共有を図り、意見交換を行いました。



▲新政みえHP



▲新政みえビジョン2023～2026

『ジェンダー主流化』の加速を 3.8国際女性デー

3月8日は国際女性デーです。今年の3.8国際女性デー全国統一行動のテーマ“今こそChange, Challenge, Movement!～社会のすべての仕組みにジェンダーの視点を～”を合言葉に、連合三重は各地協において、3月8日を中心に駅前街宣や音源流しによるアピール行動を行いました。



▲近鉄四日市駅前街宣行動

また、連合本部では中央集会が開催され、連合三重からも8名の女性委員会委員の皆さんにWebからご参加をいただきました。中央集会終了後には、連合三重女性委員会委員の皆さんと、ジェンダー主流化に向けた課題等について意見交換会が行われました。

3.8国際女性デーとは?

3.8国際女性デーは、1857年にニューヨークで起きた工場火災で、多くの女性たちが亡くなったことを受け、3月8日に低賃金・長時間労働に抗議する集会が開かれたことが起源です。

その後、国連においてこの日は、「女性の権利と平等のために闘う記念日」と位置づけられ、賃金・労働条件の向上を表す「パン」と、女性の尊厳、人権の確保を表す「バラ」をシンボルに、今も世界各国で様々な行動が展開されています。



実現
しよう!

長時間労働の是正!!

誰もが安心して、健康に働き続けられる環境づくりのために、
職場の状況を確認し、長時間労働の是正にむけて、取り組もう!

POINT <中小企業>60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が引き上げられます!

2023年4月1日から、割増賃金の猶予措置が廃止され、中小企業においても、月60時間を超えた時間外労働を行った場合に支払う割増賃金の割合が50%に引き上げられます。確実な引き上げにむけて取り組みましょう!

※60時間以下は25%から変更ありません



POINT 労働時間制度の適正化にむけて取り組もう!

労働時間の客観的な把握や適正な管理の徹底、労働時間制度に関する運用実態の把握および適正な運用にむけた取り組みを進めましょう!

労働時間の適正な管理!

テレワークなどを含め、あらゆる働き方において、労働時間を適正に把握・管理し、過重労働の防止に取り組みましょう!

労使協議等における確認!

労働時間制度の運用実態の把握や適正な運用にむけて、日常的な労使協議等で確認しましょう!

健康・福祉確保措置の実施!

健康・福祉確保措置が確実に実施されているか、定期的に確認しましょう!

裁量労働制に対する取り組み

- 理解・納得の上での制度適用
- 適用労働者の健康確保と適正な処遇の確保
- 労使委員会等による適正運用の確保

POINT 36協定の点検・見直し、適正な締結をしよう!

36協定等を締結する際は、事業場内で働く直接雇用関係があるすべての労働者の過半数を組織しているか、その都度確認しましょう。

過半数ではない・労働組合がない場合

まずは過半数代表者の選出が必要です。過半数を組織していない労働組合は過半数代表者の選出手続きに積極的に関与して、労働組合の役割をアピールし、仲間づくりに取り組みましょう。

<過半数代表者を選出する際のチェックポイント>

- ☑ 労働者の過半数を代表している
- ☑ 選出時にすべての労働者が参加し、民主的な手続きがとられていること
- ☑ 管理監督者ではないこと

36協定締結時のチェックポイント

- ☑ 時間外・休日労働をさせる必要のある具体的な事由と業務の種類を定めましょう
- ☑ 業務の棚卸し、人員体制の見直しなどを行い、時間外・休日労働を必要最小限に留めるように努めましょう
- ☑ 限度時間(月45時間、年360時間)以内で結びましょう
- ☑ やむを得ず、「特別条項」付き36協定を結ぶ場合でも、限度時間にできる限り近づけるようにしましょう

労働組合が過半数を上回るよう、仲間づくりに取り組もう!



安心社会づくりに向けた福祉活動に、各種団体と連携して取り組みます

N三重県労福協

〒514-0004 津市栄町1丁目891
三重県勤労者福祉会館内
TEL 059-225-2855
FAX 059-229-4433
ホームページ <http://www.mie-rofkyo.jp>

豊かで、公正な社会づくりをめざして。

R 健全・安心・貢献 東海ろうきん

〒514-0003 津市桜橋2丁目126番地
TEL 059-224-0336
FAX 059-224-4819
ホームページ <http://tokai.rokin.or.jp>

私たちは、日本でただひとつ。はたらく人のための生活応援バンクです。

こくみん共済coop

〒514-0004 津市栄町4-259-1
TEL 059-227-6167
FAX 059-225-5069
ホームページ <https://www.zenrosai.coop>

共済事業をとおして「労働者福祉運動」をサポートします。

三重県住宅生協

〒514-8540 津市栄町1丁目891
三重県勤労者福祉会館内
TEL 059-225-0851
FAX 059-225-0337
ホームページ <http://www.mie-jsk.or.jp/>

理想の住まいづくりをカタチにする暮らしのパートナー。